

東部大阪都市計画第一種市街地再開発事業の変更（門真市決定）

都市計画門真市駅前地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

名称		門真市駅前地区第一種市街地再開発事業				
面積		約 2.0ha				
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
		幹線街路	3・4・223-18 新橋柳線	約 16m (約 16 m)	約 265m (約 540 m)	都市計画道路、駅前交通広場（面積：約 7,800 m ² ） （）内は全幅員・全延長
		特殊街路	新橋町側道線	約 4m (約 4 m)	約 159m (約 251 m)	（）内は全幅員・全延長
		特殊街路	門真市駅 南北線	約 4m (約 5 m)	約 34m (約 128 m)	（）内は全幅員・全延長
		区画街路	区画道路	約 11m (約 11 m)	約 49m (約 49 m)	（）内は全幅員・全延長
建築物の整備に関する計画	建築物		主要用途	備考		
	建築面積	延べ面積 (容積対象)		地区計画の主な制限内容		
	約 6,300 m ²	約 74,000 m ² (約 52,000 m ²)	商業施設 住宅 業務施設	容積率の最高限度 60/10 容積率の最低限度 30/10 建蔽率の最高限度 7/10 建築面積の最低限度 200 m ² 壁面の位置の制限 2m		
建築敷地の整備に関する計画	建築敷地面積	整備計画				
	約 8,700 m ²	壁面の位置の制限により空地を確保する。				